

大分工業高等専門学校ネーミングライツ・パートナー募集要項

大分工業高等専門学校（以下「本校」という。）では、を将来にわたる新たな財源を確保し、本校の教育研究環境を向上させること及び施設等を有効活用することを目的として、本校の保有施設のネーミングライツ・パートナー)となることを希望する法人等を以下のとおり募集します。

1. 募集種別

ネーミングライツ・パートナーの募集は、ネーミングライツ事業（施設、部屋、広告）の3種類とします。それぞれの違いは、施設と部屋は、愛称の設定とサイン及び広告の設置は同じですが、施設は施設全体に対し、部屋は施設の中の1つの部屋が対象となります。このため、サイン及び広告の規模やサイズ等も異なります。ネーミングライツ事業（広告）は、広告の設置のみで愛称の設定はありませんが、希望する指定場所に広告が設置できます。

（1）ネーミングライツ事業（施設）

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。対象施設は大規模の施設が対象であり、サイン及び広告の設置場所やサイズは自由提案が出来ます。詳しくは別紙1をご参照ください。

（2）ネーミングライツ事業（部屋）

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、協定契約を結ぶものです。対象施設は、施設の中の1つの部屋が対象であり、サイン及び広告は、複数の定型サイズの中から選択することとなります。詳しくは、別紙2をご参照ください。

（3）ネーミングライツ事業（広告）

希望する指定場所に広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、契約を結ぶものです。対象施設は、施設内外の指定場所が対象です。詳しくは、別紙3をご参照ください。

2. 募集の概要について

（1）契約の条件

① 契約の期間

原則3年以上（更新可）

② ネーミングライツ料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

別に定めるネーミングライツ・パートナー 公募対象施設一覧（別添）の目安額によります。

なお、目安額はあくまで本校としての希望額です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

（２）応募資格

ネーミングライツ・パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により校正された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題をおこしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項の規程による貸金業を行うもの（銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条第１項に規定する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成１５年法律第８３号）第２条第３号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、大分工業高等専門学校の広告パートナー（or ネーミングライツ・パートナー）としてふさわしくないと本校が認めるもの

（３）命名権等の付与

- ① 愛称、サイン、広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示施設名、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、広告等を含

む。) は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。

② 高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
- ・貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- ・酒の広告や飲酒を促すもの
- ・たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・社会問題の主義及び主張に関するもの
- ・個人の名刺広告に関するもの
- ・「記念」「メモリアル」等、寄附により付与された名称との混同する恐れがあるもの
- ・その他校長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。

④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの契約期間中の愛称等の変更は原則できません。

⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

① ネーミングライツ・パートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を設置することができます。

② 本校は、本校の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。

- ③ ネーミングライツ・パートナー自身もネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することは可能です。

（５）愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

- ① ネーミングライツ事業及びに係る施設の愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料とは別途負担となりますのでご注意ください。
- ③ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。
- ④ 契約締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の一部設置が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツ・パートナーの負担とします。

（６）募集期間

令和7年5月1日（木）～令和7年8月29日（金）

ただし、募集期間内に応募がない場合には、募集期間以降も随時受け付けるものとします。

（７）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業実施申込書（別紙様式1）
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦ サイン及び広告の原案図、設計図（ネーミングライツ事業（施設、部屋））
- ⑧ 広告の原案図、設計図（ネーミングライツ事業（広告））

（８）選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、大分工業高等専門学校学校運営委員会において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断しての候補者を選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

また、応募の内容によっては、不相当とする場合もあります。

○資格要件及び選定基準

以下の資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断します。

	選定項目	要件、基準等
資格要件	応募の趣旨	応募資格を満たしているか。
		過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。
		経営基盤が安定しているか。
選定基準	愛称等	親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。
		施設のイメージを損なう恐れがないか。
		対象施設の運営に支障を及ぼさないものとなっているか。
	ネーミングライツ料・広告料	財政的な観点から高額なほど高評価とする。
	サイン、広告の設置	技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。
		教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。
		サイン及び広告が適切に施行されるよう計画されているか。
	契約期間	愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする。

同じ施設等で競合が発生し、明確な差がない場合の選定基準は以下の通りです。

- 1) 金額（年額）が多い方
- 2) 総支払額が多い方（金額（年額）×契約希望年数）
- 3) くじ（独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第31条2項に準じる。）

（9）選定結果の通知および公表

選定結果は応募者に通知します。また、本校のホームページ等で公表します。

（10）契約の締結

- ・本校は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツ・パートナーに関する契約を締結します。
- ・ネーミングライツ料は協定期間年度の5月末日までに一括して納入するものとする
とします。

ただし、初年度分及び年度途中で協定期間が満了する場合については、1年分の12分の1に月数を乗じた額（千円未満四捨五入）とします。

- ・新たに設置した愛称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。
- ・ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本校は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により愛称等の継続が困難な場合は、1ヶ月以上前に本校へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(11) その他留意事項

- ①申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ②提出された書類は、返還しません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律平成13年法律第140号等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

(12) スケジュール

- ①公募開始日：2025年5月1日（木）
- ②応募書類締切：2025年8月29日（金）
- ③事業者選定：2025年9月下旬（予定）
- ④協定締結：2025年9月下旬（予定）
- ⑤事業開始：2025年10月以降

(13) 申込書の提出先及び問合せ先

大分工業高等専門学校総務課総務係
〒870-0152

大分県大分市大字牧1666番地

Tel 097-552-6122

FAX 097-552-6106

Email somu@（迷惑メール対策のため、@以下「oita-ct.ac.jp」を省略しています。）

※ 本件に関する質問、施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡願います。

申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡が

ない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします

(11)留意事項

応募者がいない場合、随時受付とします。(募集要項は募集開始から3年間有効)